



4月
号

Aomori Fire Department Public relations paper

あおもり消防広報紙

令和7年4月14日(月)~20日(日)

火災予防運動は、火事が起こりやすい時期に合わせて、火事を防ぐための意識を広めることを目的としています。特に、高齢の方が火事で命を落とすことを防ぎ、大切な財産が燃えてしまわないようにするために行われます。



防災パトロール出動式



消防車両・消防団車両が防災パトロール出動式を行います。

【場所】

青森県観光物産館アスパム

【時間】

4月14日(月) 9:30~10:00



火災予防キャンペーン



幼年消防クラブ員によるアトラクションや記念品の配布、消防体験を行います。

【場所】

サンロード青森

【時間】

4月19日(土) 10:00~14:00



青森地域広域事務組合

消防本部(長島二丁目)

□庶務課 017-775-0852

□予防課 017-775-0853

□警防課 017-775-0854

□通信指令課 017-775-0851

消防署

□中央消防署(長島二丁目) 017-775-0855

□東消防署(栄町一丁目) 017-741-0613

□浪岡消防署(浪岡字稲村) 0172-62-3119

□平内消防署(平内町沼館) 017-755-3119



青森消防【公式】X

春の火災予防運動週間始まる

期限切れ

消火器

に 要注意！



消火器は火災時には有効なものですが、さびや変形があったり、老朽化した消火器は、いざという時に使えないだけでなく、腐食の程度が激しい場合は**破裂する危険**があります。

次のような消火器は、廃棄・更新をお勧めします。

- ◎ひどくさびたり、腐食している箇所がある消火器
- ◎容器などに大きな傷や変形した箇所がある消火器
- ◎外観などに異常が認められる消火器

古くなった消火器は、分解したり、放射したりしないでください。

消火器は一般のごみ回収に出せません。



消火器の廃棄方法

2010年1月1日から、古くなった消火器をリサイクルする制度の運用が開始され、現在販売されている消火器にはリサイクルシールが貼付されています。

廃棄する場合は、リサイクルシールに表示されている有効期限内にリサイクル窓口の**指定引取場所**へ持ち込むか、又は**特定窓口**へ引取りを依頼してください。引き取りを依頼する場合には、引取りに係る収集運搬費が必要になります。

また、リサイクルシールがない古い消火器を廃棄するには、指定引取場所へ持ち込むか、又は特定窓口へ引取りを依頼してください。引取りを依頼する場合には、リサイクルシール代と引取りに係る収集運搬費が必要になります。

【リサイクル窓口】

- ・指定引取場所：消火器メーカー営業所、廃棄物処理業者
- ・特定窓口：消火器の販売代理店、防災・防犯事業者)

消火器のリサイクル窓口を探すには

消火器の処分は（一社）日本消火器工業会が地域の**販売代理店**と協力して行っていますので、お近くの販売代理店へお問い合わせください。

お近くの販売代理店は、二次元コードを利用して調べることができます。

- ・販売代理店：リサイクル窓口

※廃消火器リサイクルシステムについては、こちらをご覧ください。

（一社）日本消火器工業会 <https://www.jfema.or.jp/>

（株）消火器リサイクル推進センター <https://www.ferpc.jp/disposal/help/>



消火器

リサイクル窓口検索

二次元コード